

Xで広がる！SNS フォトコンテスト「#ながとろみっけ」実施要領

1 《趣 旨》

本コンテストでは、古くから文化的財産や自然の景観美が多くある長瀬町の魅力を再発見したり、新たに発見することをねらいとし、令和6年12月9日に名勝及び天然記念物「長瀬」が指定100年を迎えたことから長瀬町の魅力を広く県内外の方々に知っていただくために、SNS参加型写真コンテスト「Xで広がる！SNS フォトコンテスト #ながとろみっけ」を開催いたします。

2 《主 催》

長瀬町

3 《応募期間》

令和7年1月6日（月）～令和7年2月17日（月）

4 《募集テーマ》

【あなたが見つけた長瀬の魅力】

長瀬町ならではの魅力や美しい自然風景（景色、動植物、スナップ写真）、自然や人々の暮らし、文化、地域とのつながりがわかる風景など。

5 《応募資格》

国内在住の方

※未成年者は保護者の同意を得た上で応募すること（未成年者からの応募については、保護者からの同意の上で応募されたものとみなす）。

6 《応募条件》

- (1) プロ、アマチュアを問わない。
- (2) テーマの趣旨に沿った内容の作品であること。
- (3) 応募者本人が過去3年以内（令和4年1月以降）に撮影したもので、未発表の作品に限る。
- (4) 写真はカラーに限る。
- (5) 顕著な加工（フィルター編集等）、合成写真、組写真は不可とする。
- (6) 人物が写真の大部分を占めるポートレート作品や複数同じような写真を応募した場合、当該応募作品を受付けできません。

7 《撮影対象地域》

埼玉県秩父郡長瀬町内で撮影されたものに限る。

※対象地域外は無効となります。

8 《応募方法》

(1) 応募者自身の X (旧 Twitter) アカウントを使用する。

※アカウントが無い場合は、作成してください。

※必ず投稿は、非公開ではなく公開にしてください。

(2) 長瀬町産業観光課公式アカウント「@nagatoro_sangyo」をフォローする。

URL https://x.com/nagatoro_sangyo

(3) 写真を選択する。

(4) 以下の内容を投稿する際に明記する。

①以下のハッシュタグ (#) を付ける。

「#ながとろみつけ」

②撮影場所 (例：岩畳、宝登山、月の石もみじ公園 など)

③作品名は任意とする。

※ハッシュタグ (#) は、半角で入力してください。

※ハッシュタグ (#) 及びアカウントのフォローの間違いに注意してください。

9 《応募点数》

(1) 1 投稿につき、1 画像での応募とすること。

(2) 合計 2 回まで応募可能とする。

※1 回の投稿に複数枚の写真を投稿した場合は、1 番目に登録された写真を審査対象とする。

※非公開 (鍵付き) アカウントでの投稿は、選考の対象外となる。

※同様の写真が応募された場合は、作品名が異なっていたとしても投稿時間が最も早い作品のみを応募とみなす。

※応募期間中に投稿された写真のみ審査対象とする。

10 《お問合せ先》

長瀬町産業観光課 産業観光担当

住 所 〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

電 話 0494-66-3111 (代表)

F A X 0494-66-0894

E-mail sangyo@town.nagatoro.saitama.jp

1 1 《審査》

審査は町の指定する審査員が実施する。

1 2 《結果発表》

- (1) 令和7年3月上旬に実施する。
- (2) 入賞者へX内のメッセージ機能にて通知する。
- (3) 長瀬町産業観光課公式アカウントからのメッセージ（ダイレクトメッセージ）を受信後、必要事項を指定の方法で連絡すること。
※メッセージの送信から、5日以内に返信がない場合や必要事項の欠落、応募条件を満たしていないと判断された場合には、受賞は無効となる。

1 3 《表彰》

入賞者には、別紙のとおり賞状及び副賞を贈呈する。表彰式は実施しない。

- (1) 最優秀賞 1点（賞状、副賞 30,000円相当）
- (2) 優秀賞 2点（賞状、副賞 10,000円相当）
- (3) 佳作 5点（賞状、副賞 2,000円相当）

1 4 《入賞作品の公開》

入賞作品は、一定期間、展示を実施する。また、長瀬町産業観光課公式X（旧Twitter）及び長瀬町公式ホームページにアップロードする。

1 5 《留意事項》

- (1) 長瀬町は、提供を受けた個人情報について、このコンテストの目的以外には使用しない。
- (2) 作品の撮影、応募等に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (3) 作品に人物が含まれる場合には、肖像権の侵害とならないよう、必ず人物本人の了解を得ること。
- (4) 応募作品に関し、第三者の権利侵害が認められた場合、また、その他の問題が発生場合には、主催者は一切の責任を負わず、その責任は応募者自身がすべて負うものとする。
- (5) 応募作品は、長瀬町産業観光課公式アカウントでリポストすることがあるが、入賞とは一切関係ない。
- (6) この要領に違反した場合やマナーに反する方法（樹木の伐採、動植物への危害を加える行為、立入禁止区域からの撮影等）で撮影された可能性が認められる作品は、失格とする。入賞作品発表後に発覚した場合でも、受賞を取り消し、副賞の返還を求めることがある。
- (7) 入賞作品の著作権は、主催者に帰属する。

- (8) 入賞作品の受賞者は拡張子「JPEG」で保存したデータを主催者に提出する。
- (9) 入賞作品は、長瀬町の観光事業の広報等にて使用することがある。
 - ①長瀬町の観光振興等のために応募作品をそのままの状態もしくは、一部編集した状態でSNSにアップロードを行うこと。
 - ②長瀬町の観光振興における広報、イベント等において使用すること。
- (10) 応募した時点で、長瀬町で作成するパンフレットやチラシ、SNS等への二次使用に許諾したものとみなす。
- (11) 本フォトコンテストは、長瀬町が開催しており、Xの運営（X社）とは一切関係ありません。